

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応支援業務に係る 公募型プロポーザル応募説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応支援業務

(2) 業務内容

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応支援業務基本仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 概算事業費

本事務に係る費用は159,374千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

3 契約担当課

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎3階）

広島市健康福祉局保護自立支援課

T E L : 082-504-2138（直通） F A X（共通） : 082-504-2169

Eメール（共通） hogojiritsu@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- | | |
|----------------|--------------|
| ・公示日（提案書の受付開始） | 令和8年2月 6日（金） |
| ・質問受付期限 | 2月13日（金） |
| ・応募資格申請書提出期限 | 2月13日（金） |
| ・提案書提出期限 | 2月20日（金） |
| ・プレゼンテーション | 3月 5日（木）（予定） |
| ・審査結果通知 | 3月上旬（予定） |

5 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体（法人）であること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- 広島市競争入札参加資格の「令和8・9・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供」の「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピューター関連）」又は「30-15 その他」に登録されている者であり、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年広島市要綱）に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- 過去に低所得世帯を対象とした給付金業務、又はこれに類した業務に従事した経験がある者を統括責任者等として、従事予定者に見込めること。
- 令和3年度から令和7年度までの間において、政令市、から複数の類似業務の受託実績を有し

ていること。

- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマークが付与されている者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けている者であること。

6 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。

- ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書 (様式1)
イ 類似業務の実績一覧 (様式2)
ウ 従事予定者一覧 (様式3)
エ 法人の登記事項証明書及び代表者・役員名簿 (様式4)
オ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマーク使用許諾証の写し又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証証明書の写し
カ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (様式5)
キ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）
※本市に納税義務がない場合は申立書を提出すること。
ク 印鑑証明書、使用印鑑届 (様式6)

(2) 提出期間

公示日から令和8年2月13日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）

(4) 参加資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザル参加資格の有無については、令和8年2月13日（金）午後5時15分を基準として、上記(1)により提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に速やかに書面にて通知する。

7 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 公示日から令和8年2月13日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 仕様書等に関する質問書（様式7）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は質問者に直接回答し、前記6の事業担当課において、令和8年2月20日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

8 企画提案書の作成と提出

(1) 提案書の記載項目

様式8～様式10のとおり。

(2) 提出書類

企画提案書 15部（正本1部＋副本14部）

(3) 提出期間

公示日から令和8年2月20日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 提案書の再提出は、提出期限までに限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

ウ 提案書の主文には、提案者名及び提案者が特定できる表現を用いないこと。

エ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

オ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

カ 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかにプロポーザル辞退届（様式11）を提出すること。

キ 提出書類は返却しない。

ク 提出期間内に企画提案書を提出しなかった者については、プロポーザルを辞退したものみなす。

ケ 発注者が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがある。

9 費用見積額（税込）の提出

内訳を記載した費用見積額（税込）を上記8の提案書と併せて3の契約担当課に提出すること（任意様式（月毎の費用見積額は不要））。

10 プレゼンテーション

(1) 提出された企画提案書について、次のとおり提案者によるプレゼンテーション（参加者による質疑応答を含む。）を行うことを予定している。

実施日は、令和8年3月5日（木）を予定しているが、詳細は提案者に別途通知する。

・プレゼンテーション 20分以内、質疑応答 5分程度

・プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

(2) プレゼンテーションを欠席するとともに、プロポーザルの参加を取りやめようとする者は、プレゼンテーション実施日前日の午後5時15分までに、プロポーザル辞退届（様式6）に記入の上、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(3) プレゼンテーションを欠席した者は、プロポーザルを辞退したものみなす。ただし、本市がプレゼンテーションを開催しなかった場合はこの限りではない。

11 審査方法

(1) 審査

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づき、提案書を審査する。

(2) 受託候補者特定基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、「受託候補者特定基準」で示す評価基準に基づき公平かつ客観的に審査及び評価を行う。

ア 業務の実施方法等

イ 実施体制等

ウ 従事予定者の経験・能力

エ 事業費の積算内訳

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査及び評価の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の水準（100点満点中60点）に達していないと判断さ

れた場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が 2 者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後速やかに書面にて通知する。

なお、契約候補者となった者には、見積書等の提出について案内する。

(5) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに応募者名、各応募者の審査結果（順位、点数を含む。）を広島市ホームページにおいて公表する。

(6) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き 7 日以内に限る。

なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き 10 日以内に書面により回答する。

12 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

13 契約の締結

優先交渉権者と本市は、当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴し随意契約の方法により契約を締結する。

14 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 次の各項目に該当する企画提案は無効とする。

ア 本応募説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案

イ プロポーザル参加者が、令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時 15 分以後、受託候補者の特定までの間に前記 7(4) の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他プロポーザル参加資格を満たさなくなった場合

ウ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合

エ 本プロポーザルに関する条件に反した場合

(4) 審査委員会の委員に対する応募参加者の不当な働き掛けは、一切禁止する。

(5) 本市は、提出された企画提案書等を審査以外には提案者に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合は、この限りではない。また、広島市情報公開条例第 7 条に基づく開示請求があつたときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等の不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(6) 契約を締結する場合においては、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当するときは契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上に渡って締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(7) 仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

- (8) 本業務委託に係る令和7年度補正予算の議案の議決が得られない場合は、契約手続を中止する。
また、本市は、契約手続が中止された場合の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (9) 消費税等の税率の引上げに伴い、新しい税率が適用される場合については、契約締結後、後日、税率の引上げに伴う変更契約を締結する。